

mimoシェア会員規約 会員規約改定新旧対比表(2026年10月改定)

条項	変更前	変更後
規約全体	当社サイト	当社アプリ
第2条 第2項	新設	当社は、新たに登録されたクレジットカードを利用した場合、その他当社所定の条件に該当する場合には、登録されたクレジットカードの有効性の確認、利用可能額の確認その他本サービスに係る料金の支払いを確保するため、当該クレジットカードについて、当社所定の金額による信用照会(オーソリゼーション)を行うことがあります。

mimoシェア貸渡約款 貸渡約款改定新旧対比表(2026年10月改定)

条項	変更前	変更後
第9条 第2項	新設	新規クレジットカード登録後およびその他当社所定の条件に該当する場合には、予約時、利用開始時その他当社が必要と判断した時点において、会員が登録したクレジットカードにつき、利用予定料金その他当社所定の金額の信用照会(オーソリゼーション)を行うことがあります。信用照会が承認されない場合、当社又は提携事業者は、予約を受け付けず、予約を取り消し、またはシェアカーの貸渡しを行わないことができます。信用照会により確保された金額は、一時的にクレジットカードの利用可能額から差し引かれ、または利用履歴に表示されることがありますが、実際の請求を意味するものではありません。当該金額の解除時期は、クレジットカード会社の定めによります。
第15条 第14項 第15項 第16項	新設	14. 会員が当社スタッフに対し、業務時間外の連絡要求、過度な問い合わせ、回答の強要その他当社の通常業務を著しく妨げる行為を行うこと。 15. 当社が合理的に不当と判断する要求(過度な値引き要求、補償の強要、他会員への不当な比較・批判を伴う要求等)を繰り返し行うこと。 16. 当社スタッフに対し、録音・録画を強要する行為、または正当な理由なく威圧的態度を示し、精神的負担を与える行為。
第16条 第12項 第13項 第14項	新設	14. 会員が第15条第14項・第15項・第16項に定めるカスタマーハラスメントに該当する行為を継続し、または当社が是正を求めたにもかかわらず改善が認められない場合、当社は催告を要することなく貸渡契約を解除し、会員資格を停止または取消することができます。 15. カスタマーハラスメントにより当社または当社スタッフに損害が生じた場合、当社は会員に対し、当該損害(合理的な弁護士費用を含む)を請求できるものとします。 16. カスタマーハラスメントに起因して貸渡契約が解除された場合であっても、会員は当社に対する未払金、違約金その他の債務を免れません。